

三次市教育委員会議案第 5 号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則（平成 1 7 年三次市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中三次市三良坂学校給食共同調理場の項を削る。

附 則

この規則は，三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年三次市条例第 2 9 号）の施行の日から施行する。